

| 美容所開設届出事項変更届 提出書類一覧                       |  | 関係法規 通知                         | 備考   |             |
|---|--|---------------------------------|--|-------------|
| 1   | 美容所開設届出事項変更届   | 法第11条第2項<br>規則第20条<br>市細則第5条第1項 | 開設者が法人の場合は事務所所在地、名称及び代表者氏名を記入し、社印等を押印すること。 | 様式あり(Word)  |
| 2   | 法人の名称、所在地、代表者を変更したときは、変更内容が確認できる登記事項証明書原本(保健所でコピー)                                       | 市細則第5条第2項(2)                    | 直近の内容で3か月以内に発行されたもの。                       | 法務局で取得      |
| 3   | 新たに従事することとなった美容師があるときは、当該美容師の美容師免許証または美容師免許証明書原本(保健所でコピー)                                | 市細則第5条第2項(4)                    |  | 原本をご準備ください  |
| 4   | 新たに従事することとなった美容師があるときは、当該美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書                     | 規則第20条                          | 新たに従事する美容師の診断書。<br>直近の内容で3か月以内に発行されたもの。    | 提出用をご準備ください |
| 5   | 管理美容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理美容師となる者の管理美容師の講習会修了証書原本(保健所でコピー)                            | 規則第20条                          |  | 原本をご準備ください  |
| 6   | 開設者が外国人の場合はその氏名又は住所を変更したときは、当該外国人の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。) | 市細則第5条第2項(1)                    |  | 提出用をご準備ください |
| 7   | 構造設備を変更したときは、変更後の構造設備を明示した平面図  | 市細則第5条第2項(3)                    |  | 提出用をご準備ください |
| 書類提出者の本人確認ができる身分証等( 運転免許証、健康保険証、住基カードなど ) |  |                                 |  |             |